

和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱

(平成17年4月28日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事、建設工事に関連する設計・測量等の業務委託、物品購入及び役務提供等の適正な履行を図るため、入札の参加資格を有する業者(以下「有資格業者」という。)の指名停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者(代表者を含む役員、代理人及び使用人を含む。以下同じ。)が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該措置要件ごとに定めるところにより期間を定め、和泉市建設工事請負業者指名委員会(以下「指名委員会」という。)の議を経て、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。ただし、市長が指名委員会に諮る必要がないと認めるときは、指名委員会の議を経ることなく、当該有資格業者について指名停止を行うことができる。

- 2 前項の場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。
- 3 市長は、指名停止期間の満了後、なお、当該指名停止の事由となった事実が継続していると認める有資格業者に対しては、再度指名停止を行うことができる。
- 4 指名停止の起算日は、市長において当該事実を認定した日とする。ただし、第8条第1項又は第2項の規定により当該指名停止の事由と同一の事由により既に指名回避を行っているとき(同条第2項の規定により特定の入札について指名回避を行った場合を除く。)は、当該指名回避を決定した日から起算するものとする。
- 5 市長は、この要綱により指名停止を行い、指名停止期間を変更し、又は指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対しその旨を通知するものとする。ただし、通知の必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止の事由について責めを負うべき有資格業者である下請負人のあることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で指名停止を併せて行うものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(当該指名停止の事由につい

て、明らかに責めを負わないと認められる者を除く。)についても、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体についても、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うことができる。

4 前3項の規定による指名停止を行う場合の手続は、前条第1項に準じて行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が、一の事案により別表に掲げる措置要件の2以上に該当するときは、当該措置要件ごとに定める期間の最も長いもののうちから指名停止期間を定めるものとする。

2 有資格業者が、指名停止期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、他の事件について別表に掲げる措置要件に該当することになったとき、又は第2条第3項の規定により再度指名停止を行ったときは、別表及び前項の規定にかかわらず、当該措置要件について定める期間の2倍の期間のうちから指名停止期間を定めることができる。ただし、その期間は、2年を超えないものとする。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、別表に規定する期間(前2項の規定を適用して定めた期間を含む。以下同じ。)の2分の1の期間のうちから指名停止期間を定めることができる。ただし、その期間は、1月を下らないものとする。

4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は有資格業者が極めて重大な結果を生じさせたため、別表に規定する期間を超える期間を定める必要があると認めるときは、同表に規定する期間の2倍の期間のうちから指名停止期間を定めることができる。ただし、その期間は、2年を超えないものとする。

5 市長は、指名停止期間中の有資格業者(以下「指名停止業者」という。)に係る指名停止事由について、情状酌量すべき特別の事由が明らかとなったときは、指名停止期間を2分の1に、極めて悪質な事由があることが明らかとなったときは、指名停止期間を2倍に変更することができる。ただし、その期間は、1月を下らず、2年を超えないものとする。

6 前項の規定により指名停止期間を2分の1に変更する場合において、既に当該変更後の期間を徒過している場合の指名停止期間は、当該変更決定日までとする。

7 市長は、別表13の項各号のいずれかに該当するとして指名停止を行う場

合において、同項に該当することとなった有資格業者から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の2第5項又は第7項から第9項までのいずれかに該当する旨の申出を受け、これを確認したときは、同表13の項に規定する期間の2分の1に相当する期間を指名停止期間とすることができる。

8 市長は、別表13の項各号のいずれかに該当するとして既に指名停止を受けている有資格業者から、独占禁止法第7条の2第5項又は第7項から第9項までのいずれかに該当する旨の申出を受け、これを確認したときは、当該指名停止期間を2分の1に変更することができる。第6項の規定は、この場合について準用する。

9 第3項、第5項又は前2項の規定により指名停止期間を定め、又は変更する場合において、当該指名停止期間に1月未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

10 市長は、指名停止業者が指名停止事由について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該指名停止業者に係る指名停止を解除するものとする。

（指名停止の承継）

第5条 市長は、指名停止業者から合併等により営業を実質的に承継したと認められる有資格業者があるときは、当該営業を承継した有資格業者に対して引き続き指名停止を行うものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第6条 市長は、指名停止業者を本市の随意契約の相手方としないものとする。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めるときはこの限りでない。

（警告及び注意）

第7条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（指名回避）

第8条 市長は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、当該要件に該当するか否かの確認ができる日までに当該有資格業者に対する指名回避を行うことができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ期間を定めて又は特定の入札について指名回避を行うことができる。この場合において、指名回避の期間を定めるときは、別表に掲げる措置要件ごとに定める期間（第4条第2項から第4項まで又は第7項の規定によ

り、期間を短縮し、又は延長すべき場合は、短縮し、又は延長した後の期間とする。(第4項において同じ。)を超えないものとする。

- 3 市長は、有資格業者が不渡手形を発行するなど経営不振に陥ったときは、経営が再建されたと認められる日まで指名を回避するものとする。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定により指名回避を行った有資格業者が別表に掲げる措置要件に該当しないことが明らかとなったと認めるとき、若しくは第1項の規定による指名回避の期間が別表に掲げる措置要件ごとに定める期間を徒過したとき、又は第3項の規定により指名回避を行った有資格業者の経営が再建されたと認めるときは、当該指名回避を解除するものとする。
- 5 第2条第2項、第5条及び第6条の規定は、第1項から第3項までの規定により指名回避を行う場合について準用する。ただし、第2項の規定により特定の入札について指名回避を行う場合は、第2条第2項及び第6条の規定は準用しない。

(下請等の禁止)

第9条 市長は、指名停止業者が本市が発注する建設工事等の下請負人となることを認めないものとする。ただし、指名停止前に下請負人となっている場合等やむを得ない事由があると認める場合にあっては、この限りでない。

(指名停止の公表)

第10条 市長は、この要綱により指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者の氏名(会社にあつては名称及び所在地並びに代表者の氏名、共同企業体にあつては構成企業の名称及び所在地並びに当該企業の代表者の氏名)を公表するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前に和泉市建設工事等指名停止要綱(昭和53年6月3日制定)に基づき指名停止等の措置を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前に和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱に基づき指名停止等の措置を受けているものは、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成 19 年 9 月 28 日から施行する。

別 表

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本市の発注する建設工事、建設工事に関連する設計・測量等の業務委託、物品購入及び役務提供等の契約に係る入札参加資格審査申請書等その他の入札前の調査資料、又は建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7第1項に規定する施工体制台帳その他の入札後の書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(契約の不履行等)</p> <p>2 有資格業者が本市との契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 有資格業者の責めにより契約の解除がなされたとき。</p> <p>(2) 有資格業者の債務不履行により、損害保険会社等に保険金の支払い等の履行請求がなされたとき。</p> <p>(3) 契約の履行遅滞により損害金、延滞違約金等遅滞料の請求がなされたとき。</p> <p>(粗雑工事等)</p> <p>3 有資格業者が本市との契約の履行に当たり、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件、成果品の品質若しくは数量について不正の行為を行ったとき。</p> <p>(契約違反)</p> <p>4 本市との契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 本市の発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く)を与えたと認められるとき。</p>	<p>1月以上6月以内</p> <p>1月以上2年以内</p> <p>1月以上2年以内</p> <p>6月以上1年以内</p> <p>3月以上6月以内</p> <p>1月以上6月以内</p> <p>1年以上2年以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>6 本市以外の発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	6 月以上 1 年以内
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 本市の発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	6 月以上 1 年以内
<p>8 本市以外の発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	3 月以上 6 月以内
<p>(成績不良等)</p>	
<p>9 有資格業者が本市との契約の完了に当たり、次の各号のいずれかに該当するとき</p>	
<p>(1) 完成物件、成果品等が不良であると指摘されたとき。</p>	3 月以上 6 月以内
<p>(2) 現場管理が不良であったとき。</p>	3 月以上 6 月以内
<p>(3) 監督員又は検査員の指示に従わなかったとき。</p>	3 月以上 6 月以内
<p>(4) 現場代理人若しくは技術者等の不適正又は一括下請負等の事案が判明し、必要な措置を講じるよう求めたにもかかわらず、これを是正しなかったとき。</p>	3 月以上 6 月以内
<p>(5) 正当な理由がなく履行期限が著しく遅滞したとき。</p>	3 月以上 6 月以内
<p>(入札等)</p>	
<p>10 有資格業者が、本市競争入札等に当たり、次の各号のいずれかに該当するとき。</p>	
<p>(1) 競争入札の公正な執行を妨げたとき。</p>	1 年以上 2 年以内
<p>(2) 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき。</p>	3 月以上 1 年以内

措 置 要 件	期 間
<p>(3) 現場説明会、仕様説明会若しくは資料配付又は入札会場において、秩序を乱す言動、態度等を行ったとき。</p> <p>(4) 陳情、営業活動等において、秩序を乱す言動、態度等を行ったとき。</p> <p>(5) 現場説明会、仕様説明会若しくは資料配付又は入札（見積合せ）に無断で欠席したとき。</p> <p>(6) 郵便入札において、無断で入札書を送付しなかったとき。</p>	<p>2月以上4月以内</p> <p>3月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p> <p>1月以上3月以内</p>
<p>(他の業者の契約妨害)</p> <p>11 有資格業者が、本市との契約について、落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたとき。</p>	<p>1年以上2年以内</p>
<p>(談合等)</p> <p>12 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当する競争入札において、刑法（明治40年法律第45号。以下同じ。）第96条の3の規定による談合等の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき等。</p> <p>(1) 本市発注の建設工事等</p> <p>(2) 本市以外の建設工事等</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 大阪府下で行われたもの</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 大阪府外で行われたもの</p>	<p>2年</p> <p>1年</p> <p>6月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>13 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当する競争入札において、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令を受け、若しくは告発され、又は逮捕若しくは書類送検されたとき等、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 本市発注の建設工事等</p> <p>(2) 本市以外の建設工事等</p>	<p>2年</p>

措 置 要 件	期 間
ア 大阪府下で行われたもの イ 大阪府外で行われたもの	1年 6月
(贈賄行為) 14 有資格業者が、次の各号のいずれかに対して行った贈賄(刑法第198条)の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 (1) 当該事案が本市の職員(特別職を含む。以下同じ。)に対して行われたものであるとき。 (2) 当該事案が大阪府の機関の職員(本市の職員を除く。)に対して行われたものであるとき。 (3) 当該事案が大阪府以外の機関の職員に対して行われたものであるとき。	2年 1年 6月
(暴力行為等) 15 有資格業者が、業務に関し次の各号のいずれかに該当する行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 (1) 本市職員に対する暴力行為等 (2) 大阪府内で行われた暴力行為等 (3) 大阪府外で行われた暴力行為等	1年以上2年以内 6月以上1年以内 3月以上6月以内
16 有資格業者が、業務に関し本市職員に対し15(1)に至らない威迫、暴言、暴行等の行為を行ったとき。	1月以上1年以内
(建設業法違反) 17 有資格業者が、建設業法の規定に違反し、工事の相手方として不適当であると認められるとき。	3月以上1年以内
(その他の法令等違反) 18 前各号に掲げるもののほか、有資格業者が次の各号のいずれかに該当するとき。 (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他業務上に関連のある法令規則に違反し、処分を受けた	3月以上6月以内

措 置 要 件	期 間
<p>とき。</p> <p>(2) 賃金不払等労働関係法令に違反し、労働基準監督署から処分を受けたとき。</p> <p>(3) 有資格業者が、法人税法違反又は所得税法違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(営業不振)</p> <p>19 有資格業者が、不渡手形の発行等により営業不振に陥ったと認められるとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>20 前各号に掲げるもののほか、有資格業者が業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>21 前各号に掲げるもののほか、代表者等が禁こ以上の刑に当たる犯罪により公訴され、又は禁こ以上刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(その他の不相当な事由)</p> <p>22 前各号に掲げるもののほか、有資格業者として不相当な事由があったと認められるとき。</p>	<p>3 月以上 6 月以内</p> <p>3 月以上 6 月以内</p> <p>再建したと認められるまで指名回避措置</p> <p>1 月以上 1 年以内</p> <p>3 月以上 1 年以内</p> <p>1 月以上 2 年以内</p>